令和８年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市大沢１丁目８番９－１号　エルダーフラワー北越谷206、旧住所静岡県御殿場市深沢2685番地の３　御殿場ミュージアムタワー303
破産者　南川　光輝
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２７３号
埼玉県草加市長栄２丁目30番地３　ヴィアⅠ－303号
破産者　本木　　明
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
長野市西和田１丁目28番16―505号
破産者　塩入　晴美
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５号
岐阜県加茂郡坂祝町取組439番地13
破産者　中村　泰子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和７年（フ）第４２３５号
大阪市淀川区三津屋北１丁目36番10―1121号
破産者　坂井　直人
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３０４号
大阪府豊中市浜１－１－13―402　鈴木方、住民票上の住所大阪府守口市高瀬町３丁目９番40号
破産者　髙倉　弘幸
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２７１号
広島市安芸区矢野町752番地407
破産者　金川　多美
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５１号
広島市佐伯区五日市中央７丁目22番16―303号
破産者　小田　康之
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２９７号
広島県福山市西深津町一丁目７番８号　ｃｉｔｙハイツ暁の星202号
破産者　上野さゆり
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３３号
広島県福山市地吹町８番30号地吹ビル302号室
破産者　岡野　　敬
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５０号
広島県福山市川口町一丁目３番16―４号
破産者　早瀬　龍祈（旧姓北島）
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第８２号
広島県福山市久松台二丁目６番５号
破産者　小栗　千恵
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１３２号
広島県福山市御幸町大字森脇81番地１
破産者　横藤田光輝
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３０１号
福岡県大野城市中１丁目８番１号　シティベール奥野102号
破産者　高尾　幸奈（旧姓井口）
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３３４号
福岡県糸島市加布里五丁目34番３号
破産者　酒井　裕司
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５２５号
福岡県糸島市南風台三丁目９番24号　201
破産者　小林　由紀
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７５５号
福岡市南区井尻４丁目24番35―203号　パンシオン・ヴィラ・カトレア、（開始決定時の住所）福岡市南区井尻２丁目36番40号　九州大学井尻寮123号
破産者　楊木　達紀
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７７４号
福岡市南区高宮５丁目20番26号　宮原ビル302号
破産者　村上　　綾
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０４１号
福岡市中央区春吉３丁目24番７―701号　エーデルワイズ天神
破産者　加來　陽子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部